

本号の主要記事

○第 68 回全国大会

- ・ 文部科学省講話
- ・ 大会アンケート集計

○支部大会報告

○本部活動報告

2015

協会ニュース 195 号



佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

毎年 11 月上旬佐賀市嘉瀬川河川敷で行われる熱気球の国際大会。100 機を超す熱気球が、佐賀の晩秋の空を彩ります。

提供：一般社団法人 佐賀県観光連盟

平成 27 年 11 月 1 日発行

全国公立高等学校事務職員協会

<http://zenjikyo.jimdo.com/>

事務局：茨城県立竜ヶ崎第一高等学校

電 話：0297-62-2146

住 所：茨城県龍ヶ崎市平畑 248

「最近の教育行政の動向について」

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 課長補佐 福島 崇



《高校教育改革》

今の高校教育改革ということで資料を配りました。高校については子どもの数全体は減っている中でも進学率が97%ということで、非常に義務教育に近い形になっています。そういうことで、就学支援金の制度等も導入されてきています。

学科別の構成割合を見てもわかりますが、ここ数年は普通科・職業学科・その他の専門学科、それから総合学科ともに大体同じような推移をしています。これについては、個人的にはもう少し専門高校に頑張ってもらいたいと思っています。それから、子どもの数が減少して学校の規模が小さくなってきているところもあるので、総合学科については、高校の規模が小さく総合学科の強みが少し発揮しにくくなっている状況があるのではないかと思います。

高等学校教育改革の流れですが、平成のはじめのころの高校については、基本的に子どもの多様化に合わせて制度の多様化ということを進めています。そういう意味で、総合学科の多面性とか、いろいろな制度改革を行ってきました。それから平成9年にも中高一貫とかそういう形で、基本的に多様性とか選択というものを強調する形で進め

てきたわけです。

そういう流れの中で少し潮目が変わってきているのが、今まではどちらかというと多様化への対応というのが強調されてきたわけですが、最近は高校教育としての共通性を確保するということにも少し重点が置かれているのかなと思います。そういう意味で、高等学校基礎学力テストの導入も検討が進められているところです。

併せてここ近年ずっと言っているのは、1つはキャリア教育です。キャリア教育については、中学校の段階くらいから単に職場体験等をやっていますが、そういう活動をさせるということではなくて、教科の中でどうキャリア教育の意義とかキャリア教育に求められているような資質・能力を日ごろの授業の中で組み込んでいくかということが、ひとつの大きな課題なのだろうと思います。キャリア教育については小学校から検討していますので、小中高をつなぐような取り組みも求められています。

また、地域との連携というのも今までと比べると、より組織的なものが求められていますので、地域との連携の体制というのもこの観点から求められているところと思っています。それから、社会・職業への円滑な移行推進というところで実践的な職業教育の充実です。去年は、スーパープロフェッショナルハイスクール、専門高校の取り組みを支援しています。

総合学科における特色ある取り組みは、学校の規模をどう確保していくかということと、『産業社会と人間という科目』の中身をどう充実させていくかということが、ひとつ大きな課題と考えています。

一方では、国としてグローバル教育といったこ

とにも力を入れています。その中で出てきているのが、多様な学習ニーズへの対応ということで、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパーグローバルハイスクール（SGH）の推進というものです。SSH は平成 14 年度から始まったもので、全県で配置が進んでいますので皆さんも承知かと思いますが、これについては割合うまくいっていると思います。ただ、どこまで継続をしていくか。平成 14 年度に入った子どもたちが社会に出ていくころですが、高校での教育活動がその後の進路選択とか職業生活にどうつながっているか。というような検証をしていかなければいけないと思っています。

次の SGH は、その名の通りグローバルな取り組みということですが、これはサイエンスというよりは社会的な、あるいは国際的な課題の解決といったものを学校で取り組んでいくということです。単に何らかの活動をやるということではなくて、子どもにどういう資質・能力を身に付けさせるかという観点で中身を充実させていく必要があると思っています。

それから、特別支援教育の充実。これも非常に大きな課題だと思います。発達障害のお子さんは小中学校でも全国で大体 6%程度となっています。特別支援学校に対する認識が高まっていますが、体制がなかなか追いついてこないことがあるので、引き続き進めていくということです。

子どもの側から見た課題にどういうものがあるかは、単純に言えば高校の学習意欲等の年代比較で、非常に多い中間層の勉強時間が大きく減少していると。これは小中学校で国際的な学力調査をみた際に、例えば算数とか理科についてあまり好きではないとか、あるいは将来役に立たないとか、そういった子どもの割合が諸外国に比べると日本は高い。点数は良いのですが高揚感みたいなものが低い。そういったものの結果が高校についても引き続き出ていると思います。このあたりが、今の学習指導要領改定の議論の中にも上がっている

ところです。

今、高大接続システム改革会議をやっていて、正直難しい話かと思って私も何回も見ているのですが、考え方とすれば小中高の学習指導要領を変えていくことと、大学教育の中身を変えていくということ。その際に、そこをどうつなげていくかです。高校の学習内容を変えても、大学入試が変わらなければ高校の中身も変わらないという話が出ますが、そういう意味で、現在、学習指導改革の議論を進めているので、学習指導要領の中身と大学の教育、それから大学入試の中身をうまく接続するために、どう高校と大学の間をつないでいくかというのが、今、取り組みが進められているところです。

その中で大学については 18 歳人口が今は横ばいですが、まだこれから減っていくという中で、大学それぞれがどういう生徒が欲しいかということと、アドミッションポリシー（入学者受入方針）に書いていますが、単に学力・点数だけではなくて、自分の大学でどういう教育をして、どういう生徒がほしいかという考えに基づいて選抜をするかということが求められています。

テストについて申し上げます、高等学校の普通学校という観点で『高等学校基礎学力テスト』、それから大学では『大学入学希望者学力評価テスト』というものの検討が進んでいます。全体の中身としてどんなものが進んでいるのかというのは、去年の 12 月に中教審の答申が出たので、その答申をふまえて今年の 1 月に『高大接続改革実行プラン』というものができています。『高等学校基礎学力テスト』『大学希望者学力評価テスト』これをどうするかという話。それから、高等学校教育の改革、大学教育の改革というようなことを一体的に進めていきたいということです。

それでスケジュールはどうなっているのか、少し大きな話で言えば『高等学校基礎学力テスト』は平成 31 年度から、『大学入学希望者学力評価テスト』これは平成 32 年度からの実施に向けて取り

組みが進められている状況です。学習指導要領の改訂も、平成 28 年度末くらいに告示が出るというスケジュールで進んでいると思いますが、それと期を合わせるかは別にしようというスケジュールで進んでいるということです。

体制の話ですが、実行プランというのをやるという観点で高大接続のシステム改革会議があって、その中で特に新テスト・評価というところの新テスト・ワーキング・グループの検討が進んでいる状況です。具体的な制度設計をどう実施するのか。そういうことでいろいろと課題は多いということがあるので、これについては今後もう少し時間がかかると思います。

《教育課程の改善》

教育課程の話ですが、学習指導要領改訂というワードがありましたが、前は平成 20 年から平成 21 年までの改訂。これについては平成 10 年改訂に『ゆとり教育の見直し』、『学力低下論争』とか、そういったものが起きたことを受けて平成 15 年に一部改訂、『はじめて規定の廃止』といった話があります。

ただ、平成 20 年・21 年改訂の中身を見ていただくと、我々は「生きる力」といっていますが、その育成ということについても引き続きやっていきたい。こういう中で、基礎・基本の習得と探求的な学習のどちらかではなくて、両方大事だということを平成 20 年改訂ではやっていて、その間をつなぐものとして活用的な学習活動です。要は、基礎的・基本的な知識をどう使っていくか。今回の学習指導要領改訂では、学力の 3 要素ということで、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③主体的に学習に取り組む意欲や態度、これらをバランスよくやっていくというのが基本的な考え方ということです。

基礎的・基本的な知識の習得は皆さん知っていると思いますが、思考力・判断力・表現力の 3 点

を育むことは意外と難しく、算数・数学の研究大会があってそこで伺った話ですが、講師の方が「缶ビールの高さとか缶ビールの円周のどっちが長い」と言うのです。計算せずにどうやって確かめるかという話です。私もわからなかったのですが、その先生がおっしゃるには「缶ビールを横に 3 つ並べて、その上に横に倒して乗せてみれば良い」。直径に円周率を掛けるわけなので、それと比べればどちらが長いかわかるという話だったので。確かに知識・技能というのを我々は学校で習っているわけですが、それはテストを解くときには使えても違った形で聞かれたときにそれを使えるか。というのが思考力・判断力・表現力のひとつの活用の話です。そういう意味で、どのくらい自分のものにできているか。それが今回、学習指導要領のひとつで言っている『アクティブ・ラーニング』にもつながっていく話かなと思っています。

この場合は、いま申し上げたような話ですが、生きる力を育むという理念についても引き続き重要であるとしています。学校教育法第 30 条というのが、基礎的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、最後には態度というところになります。

もうひとつ、前回の改訂で入って今回の改訂でも重要だと思われるのは、言語活動の充実ということです。これは特に中学校・高校だと思いますが、どうしても個々の教科の中で教科研究というのが行われています。しかしそうではなくて、言語活動という言葉を使って考えたり表現したり、言語活動を通してすべての教科を横断的にどういう力を付けさせるか。そういう観点で教科の研究をしていくということが求められていました。

今の学習指導要領の改訂は平成 23 年度から小学校の全面実施。中学校は平成 24 年度、高校は学年進行の平成 25 年度からだったのですが、やっと言語活動の充実という話も少し定着をしてきたところだと思っています。これについては、あとでも少し触れますが、『カリキュラム・マネジメント』

ということが次の改訂の柱になってきますので、そこにうまくつながる形で伸ばしていかなければいけない話かなということです。

次は学校の指導状況と学力の話ですが、総合的な学習の時間とか言語活動といったもので如何に基礎力の定着をさせるということ言えば、単なる科目ではなくて活用とか関係といった活動を入れて基礎力も定着させるといったような学習活動をやっているような学校です。学力向上フォーラムに取り組んでいる小学校の一部では狙いを明確にして、適切に続けることや総合的な学習の時間の話を書いています、そういった学校で平均すると学力調査の結果に成果が出てきているということです。

こういうことについては高等学校の授業の一部では、例えば小学校と比べると、ものすごく専門性は高いのですが、狙いとか授業方法みたいな話については、やはり小学校の先生よりは内容量がありますので、高等学校については少し重点的にやっていく必要があると考えています。

では、子どもの学力状況はどうかという話ですが、先ほど学力低下論争を申し上げましたが、それが平成13年から平成14年くらいです。ここにPISA（OECD生徒の学習到達度調査）の結果が出ていますが、PISAの結果は非常に悪かったです。そのあと指導要領も変えていろいろな取り組みを進めてきた結果、だいぶ上がっています。これは高校1年生の結果ですが、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーが上がってきています。

その一方で子どもの課題について、これは教員の話ですがOECD（経済協力開発機構）が去年報告した国際教員指導環境調査（中学校を対象にした調査）では、こういった形で結果の割合が出ているのに、子どもは自信があまりない。同じように先生方についても、例えば批判的思考が薄いとか、生徒に動機づけるといって自分が指導に自信を持って行っているか見ると、残念ながらそんなに高くない。日本人は謙虚なのでこういうところ

はあまり数字が出ないと言う方もいますが、それを割り引いてもやはり高くない。

それから、どういう指導実践ができているかということで、進度に応じて異なる課題をどう与えて指導しているかとか、ICT機器を使った学習についても参加国平均に比べると決して高くはないという状況があるということです。

そういったことを受けて、ご覧いただいているのが学習指導要領の改訂の記録です（資料20ページ）。これは昨年、中央教育審議会に諮問をしたところです。趣旨のところに書いてありますが、「子どもに伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に望み挑み、未来を切り開いていくような力」が必要だということ。そのためにどう教育を変えなければいけないかということが右側の矢印にあります。学習指導要領は基本的にはこういったことを教えるかということが中心に書かれているわけですが、「何を教えるか」という知識の質や量といったものの改善だけではなくて、「どう学ぶか」とか、学びの成果として「どういう力が実際に身についたのか」といったような視点が重要です。学習指導要領で先生方の授業に対する構えとして、今日授業で何を教えるかという話ではなく、どんな力が子どもに身につくか、1時間の授業でそういう形で考えていく必要があります。

今回の学習指導要領でも、例えば総則の中で、狙いを意識させるのか振り返りをさせるのか。ということが入ったのですが、なぜかといえばこの授業の中で子どもたちにどんな力を身につけさせることを狙って先生は授業したのか、子どもはその狙いを受けて1時間の授業で、どう自分に進歩があったか、身についたと思っているかということを決めて振り返らせる。そういう活動をとおして力をつけさせていくという考えのパターンだと思います。そういう意味では実際の授業でいうと、例えば狙いを見てもこの狙いで本当にいいのか。この狙いで子どもは本当に振り返りができるのか。

というような授業や、そういったところから含めて授業のやり方を変えていかなければいけない。

審議事項の柱ですが、今回のひとつの特徴は、教育目標・内容、指導方法、学習評価、これらを一体として捉えていくということがあります。その中身としての具体的な教育目標、内容の改善、課題の発見、主体的・協働的に学ぶ学習、ここにアクティブ・ラーニングと書いてありますが、それから学習をしていく。

資料 20 ページの 3 番ですが、学習指導要領等の理念を実現するための各学校におけるカリキュラム・マネジメント、それから学習指導方法及び評価方法の改善を支援する方策について、カリキュラム・マネジメントは非常にある意味わかりにくい言葉ではあるのですが、ちょうど昨日、学習指導要領についても教育課程企画特別部会があり、ここで論点を整理するための議論しているのですが、その中でカリキュラム・マネジメントというものがどんなものかというのが出ていました。

3 つの側面からとらえていて、1 つは各教科の教育内容を相互の関係でとらえて、要は教科それぞれではなくて教科全体でとらえて学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。

2 つ目は、教育課程を編成し、実施・評価して改善を図る PDCA のサイクルを確立する。これは小中学校でも全国学力学習状況調査を平成 12 年度でやって、その中で学力向上のために PDCA サイクル確立する。これはだいぶ進んでいくと思います。

それから 3 つ目ですが、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせしていく。授業をやるにしても先生方もいろいろ準備があります。教材とか教科の準備をしたり、地域の人と連携が必要であればそのための調整がいる。それぞれ学校の予算とか設備とかを含めて、教育内容とセットでマネジメントが必要というのがカリキュラム・マネジメントです。ここについては、特

に先生方と事務職員が協力してやる必要があるということです。

カリキュラム・マネジメントについては校長を中心として進める。教科の縦割りや学年を超えて学校全体で取り組む。これについては、もう少し具体的なところは、今後追加されると思っています。

《チーム学校》

チーム学校の実現について、去年の 7 月に中央教育審議会の諮問があり、11 月に第 1 回を発足して、7 月 3 日に作業部会の第 14 回を開催したのですが、そこで中間まとめを形にして 7 月 16 日の初等中等教育分科会というところで報告をしています。

その背景ですが、学校に限らず基本的に一般企業も含めたいろいろな組織で、課題が複雑化あるいは困難化してきているという中で、自分の持っている自前の専門性だけではなかなか対応するのが難しいという状況が出てきています。学校についてはどうかということですが、諮問では多様化・複雑化する子どもの状況への対応について、いじめ・不登校などの生徒指導の課題がたくさん出てきています。それから、特別支援教育の充実といったことについても課題が出てきています。特別支援の発達障害の話もあれば、インクルーシブ教育みたいな話もあれば、医療的機関の話もあります。そういったものにも対応していく必要があるということです。

併せて、貧困問題への対応や支援活動など学校に求められる課題。これは去年から言っていますが、貧困施策大綱の中で貧困問題のプラットフォームというような言葉が使われています。それから、複雑化・困難化というのを少し広がった話でいけば、子どもの健康に関する話です。アレルギーの話とか、あるいは感染症の話など、あるいは純粋に今後増えるかもしれない小学校英語の教科とか、そういった形で学校の課題が複雑化・困難化、そ

れから多様化しているということがまず1つです。

それから、教育活動の中身というものについて、先ほど申し上げたような主体的・共働的な学習とか、カリキュラムをマネジメントしなければいけないとか、そういったことが求められる中で、先生方もより授業準備とか今後の計画をきちっと時間をかけて考えなければいけないですが、質的充実に対して意識が高まる。その一方で、我が国の学校の状況はどうかということです。海外の学校とも比べてアメリカ、イギリスであればいわゆる教員数というのは学校の半分とか6割くらいですが、日本は8割くらいということで、組織として見た場合には日本の学校というのは教員が活躍しています。

2つ目ですが、先生が生徒指導とか部活顧問とかいろいろやっている状況がある。これは単に学校だけではなくて、仕事というものに対する考え方が日本と海外では違うということです。アメリカであれば仕事に就けば職務等級制度というものがある、「君の仕事はこれこれこういうことだ」という範囲が明確に決まっているわけですが、日本は企業を含めて明確にそういう形はなっていないのです。

そういう様々な課題がある中で学校の教職員がいます。そこでどういう方向に進んでいこうかというのが資料 25 ページの二重線で囲っている間のところですが、教員の専門性だけでは対応が難しいということで、教員の専門性の向上を図ること。それから、各種専門スタッフの配置を進めていくということで、様々な業務を連携・分担していく仕組みに少し変えたらどうかというのがチーム学校中間まとめの話です。

ここに視点として1・2・3とありますが、(視点1)専門性に基づくチーム体制の構築は、教員・事務職員・専門スタッフが連携して、それぞれの専門性を発揮できる体制の構築ということで、この中間まとめのひとつのカギになっているのが『専門性』という言葉です。

どんなことが中に出てくるかというと、1つ目は、アクティブ・ラーニングの実施や特別支援教育等に必要な教職員定数措置の拡充。これはできれば良いなということを書いてあります。

それから2つ目は、心理とか福祉の専門性ということで、カウンセラーとかソーシャルワーカーについて、現在、予算上の措置で3分の1ほどやっているわけですが、これについてきちっと権限とか職務内容を整備して話を進めていく。また、将来的には定数として算定するとか、そういうところまで検討する。

3つ目ですが、部活動を進める。中学校・高等学校では部活動というのもひとつ大きな要素です。部活動については教育的な意義は確かにあるわけですが、その一方で専門性を持っていないとか、体育の先生でもないという方も結構いる中で、これは地域の状況にもよりますが、部活動の指導とか顧問とか、あるいは遠征とか単独の引率ができるような部活動支援というのをきちんと法令上、位置付けをする。位置付けるだけでは、体罰とか行き過ぎた指導という可能性もありますので、きちんと研修もして育てますが、それとセットで配置を進めていくというのを考えているということです。

次は、地域の連携について、やはり地域との連携の窓口をきちんとするという。資料では概要なのでこれだけしか挙げていませんが、実際の中間まとめの中ではこれ以外に、医療的ケアに関わる看護師・特別支援教育支援員とか、ICT の関係を含めていろいろ考えると、そういったものが増えているようです。

(視点2)学校のマネジメント機能の強化ですが、スタッフもいろいろな人が入ってくると逆に調整が大変になります。専門性が違う人が入ってくるのも良いけれど、逆に考え方が違うということです。それだけ調整力が必要ということで、マネジメント機能も考えなければいけない。これについて、ひとつは事務職員にその職務内容につ

いてきちっと明確化していくということ。それから、学校運営に関わるような職業だということを少し打ち出しができればということです。併せて、配置の拡充ということも考えるということです。

小中学校について、事務職員は学校に大体1人の配置ということになっているので、事務の共同実施などもやっていますが、それも含めて事務体制の強化とセットで職務内容を決める。それから、標準職務表みたいなことをどうするかという話もあり、これについてはいろいろな課題が拮抗しているので、それも踏まえた形で検討ができればと思っています。

それから、校長を支える体制のひとつとして主幹教諭の話ですが、これは平成19年に法改正をして平成20年から、都道府県指定都市67ある中で55の都道府県指定都市教育委員会で配置されています。この主幹教諭についても法律の規定は、『校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて公務の一部を整理し、並びに児童（生徒）の教育をつかさどる』わけですが、制度導入以前から既にいろいろな形で入っていて、例えば東京は主幹という形、神奈川、横浜は総括教諭という形をとっていました。それから、大阪は主席、兵庫は主幹教諭、広島は主幹などいろいろな形で入っていて、その中で例えば主幹教諭が教務主任を兼ねるといえるのか、主幹教諭の仕事をするかどうか（法令上は兼ねられないようになっています）。そういう意味で主任の仕事をしている主幹教諭と、どちらかという校長・教頭の補佐に重点がある主幹教諭と、地域によって主幹教諭の職務に違いがあるのは事実で、主幹教諭の配置の効果というものについて、配置から5～6年たっているの見直しをしたいということです。

併せて、現在の主幹教諭の持ち時数を軽減するための措置となっているのですが、そういったものを含めて主幹教諭の配置を進めていきたいと思っています。ここには書いていないですが、指導

教諭についても同様です。指導教諭についても、もともと宮崎ではスーパーティーチャーの申し込みがありましたが、授業の前に先生をこうするという話と、学校の中で教育研究の中心になる人をどうすべきかという話と、2つ話があって、その中で指導教諭の職務についても少しセーブして配置を進めていきたいということです。

最後は、その他というところで裁量経費と書いてありますが、教育委員会と学校との権限があります。これは平成10年中教審の答申が出て、それからまいぐ進んできている分野になりますが、ここについても少し見直しができればと思っています。

それから（視点3）教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」ですが、教員一人ひとりの力を発揮できる可能性ということで、業務改善がひとつで、視点1・視点2の取り組みをするにしても業務改善というのをやっていないといけないということです。調査の集約について、これもなかなか思うように進んでいない部分があるのですが、国として取り組む事業もあるので多分もうすぐ、今日とか明日とかに出ると思います。

それから優秀教職員表彰ですが、これについても平成19年から表彰していますが、今は基本的に個人単位で表彰しています。平成26年度にも改正しましたが、これについても今回の中間まとめを受けて、学校単位とか、あるいはもう少し組織として取り組んだチーム単位での表彰を考えていきたいということです。

最後は人事評価です。それぞれの教育委員会等で取り組みは既に進んでいると思いますが、地方公務員法が去年改正になって、今までは勤務評定制度という形でしたが、勤務評定制度が廃止されて人事評価制度に変わりました。平成28年の4月から人事評価制度がスタートということで、今年試行で来年からということがあると思いますが、人事評価について中身としては能力評価と業績評価を両方やるとか、目標管理をいれるとか、そう

いう話では取り組みが進められている分野であります。これについても運用、あるいは給与など処遇、あるいは研修といった分野、特に人材育成という観点で適切に使われていく必要があるだろうということです。

それから予算関連ですが、先ほど申し上げたような主体的・協働的学習など指導方法の改善を進めていくためには、指導主事が学校を支援していくことが必要なわけですが、なかなか実態として規模の小さい市町村がたくさん置くことは難しいのではないかと。県でさえ小中、教科別の指導主事をそろえるのは難しいので、指導主事の都道府県教育事務所・市町村とありますが、その中でどのように指導主事をうまく使っていくかということ、そのあり方というのがひとつ大事なかなと思います。国のやっていることとすれば、小規模市町村における指導主事配置の支援ということで、これは特例措置の中でしていくということです。

こういった中身でやっていて、関係があった方から夏に意見を伺い、現在最終的な答申まとめという形で進めていければということです。

これは答申の中で出ている図（「チームとしての学校」像（イメージ図））ですが、イメージということで大体小学校・中学校に所属しているので、高校であればチームとしての学校の、事務職員というところに事務長が入ってくると思いますが、こういう形のイメージということで作っているものです。

これ（資料 28～29 ページ）は今年の5月の財政制度審議会（財務省の審議会）ですが、毎年こういうのが出ます（教職員定数に関する財務省の主張と文部科学省の考え方①②）。それに財務省の主張が書いてありますが、子供が減るのに合わせて教職員の数も少なくなる。文科省としては子どもの数が減るわけですが、その分で教育の充実のために充てていくべきだという考えです。これはあとでご覧いただければ良いと思います。

《教育委員会制度》

教育委員会制度については平成 16 年の法案が通ってくるわけですが、法律の一元化とか方策の一元化とかそういう中で教育委員会制度を今後どうするかという話は、平成 25 年・26 年と議論になっており、教育委員会の制度の趣旨とすれば、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域の民意の反映ということ。これが3つの趣旨であるわけですが、平成 26 年に行われた制度改正は、これの趣旨も踏まえながら改正をするものです。

今年からスタートした制度改正のポイントということで4つ掲げていますが、1つ目は、教育委員長・教育長を一本化するということです。今までは教育委員を首長が任命して、教育委員会の中で教育長を任命するということだったのですが、併せて教育委員会の委員、委員会をつかさどっている委員長がありますが、その中で教育委員長と教育長という中では権限というか、任命責任というか苦勞することがあり、今回の改正は、直接、首長が教育長を任命するという仕組みに変えました。また、教育長と教育委員長を一人の人にしたので、教育長が教育委員会会議をアシストする形で、首長が直接教育長を任命するということで、任命責任の明確化をするということです。

2つ目は、一義的な責任者が教育長であることを明確化します。緊急時の対応というところですが、教育委員長は非常勤でしたから、常勤の教育長が教育委員会会議の招集も含めて迅速な対応をするということ。それは良いのですが、教育長というのはそういう形で非常に権限が強く、教育長へのチェック機能をどうするかということと、教育委員会会議の方面の選出があるということで、新しくそういうのを作って、新教育長が教育委員に迅速な情報提供、会議の招集ということと併せて教育委員が教育長の職務執行のチェックをするという観点で、教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集、教育委員会会議を開くという請求ができるようにしたということ。

3つ目は、教育委員会規則で定めるところによって、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務ということを規定しました。また、会議の透明化ということで、原則として会議の議事録を作成する。これは法令上の努力義務です。国会でもなんで努力義務じゃなくて義務にしないのかとだいぶ追及があったのですが、結果的には努力義務という形になっています。併せてもっと外向きに見えることとすれば、総合教育会議というものをすべての地方公共団体に設置することです。この形で、狙いと制度は首長が教育行政に果たす責任や役割ということと併せて、首長が公の場で教育政策について教育長と議論をする、教育委員会と協議するというような仕組みを作る。首長と教育委員会が協議・調整をすることによって、両方の機関が教育政策の方向性を共有して、一致して執行していきたいということです。

権限とすれば、今でも首長は私学とか大学は別にして、教育予算の執行とか編成、それから条例案についても実質的な権限を持っています。そうはいっても教育委員会が執行機関になるということとは変わらないので、公立学校の設置とか、人事とか、教育課程、教科書といったものの権限は教育委員会にあります。これが法令上の調整するような仕組みが明確に落ちていたので、今回は総合教育会議を作ることです。概略では、基本的には首長が招集をする。構成員は首長と教育委員会。協議調整事項としては教育行政の大綱の策定、それから教育の条件整備、これは予算にかかわります。それから施設整備もです。

4つ目は、児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置です。こういったものを協議する、あるいは調整することとして総合教育会議を設置したということ。そのところで大綱の策定と申し上げましたが、大綱とは何かというと教育の目標や施策の根本的な方針です。教育基本法 17 条に規定する教育振興基本計画なのですが、振興基本計画を参酌して定めるということ

でも、総合教育会議で作るときには協議をするということが義務付けられています。この大綱に基づいて、首長・教育委員会がそれぞれの権限に基づいて事務を執行するから今回の教育委員会制度の改正の中では、首長と教育委員会の持つ権限については何もいじっていないのです。教育委員会が教育行政の執行機関であるということとは変わらないのです。その上で首長との調整ということで総合教育大綱という書類を作ったということです。

これ（資料 37～38 ページ）は今年の 4 月 1 日現在の状況で調査したのですが（「新教育委員会制度への移行に関する調査」の概要）、このような仕組みでいくと平成 27 年の 4 月 1 日時点で、教育長の任期がどのくらい残っているかで、新制度に代わるか代わらないかが決まります。例えば今年の 4 月 1 日時点で今の教育長の任期があと 2 年というときは、教育長が辞めずに 2 年やれば、2 年間は今の仕組みでいく。そういった場合はその間、教育長と委員長が併存するという仕組みになっています。

教育長が代わる中で任命手続きをもって変わりましたので、どういうふうな任命手続きをしてもらうかということと、任命を受け任命された教育長がどういう人かといったような調査を行ったところです。

《教員の資質能力の向上》

教員の質・能力の向上というところで、議論にこういうのがありますよという紹介だけさせていただければと思います。

基本的に先生方の資質能力の向上という話については、学習指導要領の見直しと合わせてやりたい。学習指導だと授業に合せて改正して、それに合わせて免許の仕組みを変えてきているのですが、仕組みとして研修については、昭和 63 年に初任者研修、平成 14 年に 10 年経験者研修、平成 19 年に指導改善研修という形で整備をしてきました。こういう中で、初任研と 10 年研は都道府県市教育委

員会、指導改善研修は国というように少し分業をしました。それから、先ほど申し上げたような、学習指導要領の変更内容とか、そういったものと合わせて教員養成段階についても見直しをしなければいけないということ。

それから、養成と採用と研修を別々に議論するのではなくて、養成から採用されて初任から2年目3年目くらいの連携、あるいは教職生活全体を通じてどう教員が学び続けていくかという観点で見直しをしなければいけないのではないかとということで議論が進んでいます。教員養成部会で議論して、ここにあるような教育再生実行会議等の提言を受けて進んでいくことになります。これについても中間まとめになっています。

その中で大きな話は育成指標を作るという話です。教員を任用して現職研修する研究会ですが、養成するのは大学生なので、地方公共団体、それから大学・学校からなるような協議会のような仕組みを作るべきではないかという話です。また、今の初任者研修の仕組みは大体4校に1名志望教員を配置して初任者を養成するようなインターン制度となっていますが、そういったものがメンター制による指導・支援体制へ転換という話で議論が進んでいるということです。

駆け足で説明させていただきましたが、基本的には、学校に自主的に先生から運営を求めていく。それからもうひとつは、教育内容についてそれぞれの専門性を必要な組織にしていきたいということです。その中で、先ほどの中学校の作業部会の中でも、第3回目で事務職員についての会議をしていただいたのですが、そこで議論になったのが事務職員の研修をどうするかです。教員の制度は初任研・経験研修等実施されているわけですが、事務職員の方について、そういう専門性を系統的に伸ばしていくような仕組みというものは、今の時点ではない。それから、将来の指導的立場にある事務職員をどういうふうに伸ばして、それを全国でどうネットワークするか、そういった課題が

あるという議論なので、学校を回していくためには予算とか行政的な部分での支えが必ず必要になります。

そういう意味で今後いろいろなことがあるわけですが、事務職員の方々にかかる力というのは非常に大きいと思っています。この中でも年内の取りまとめに向けて、研修とか資質・能力のあり方についてはもう少し明確化を含めて進めていきたいと思っていますので、ご意見を伺う機会もあると思います。引き続きよろしくお願いします。

内容が多くて駆け足で申し訳なかったのですが、時間も過ぎていますのでこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

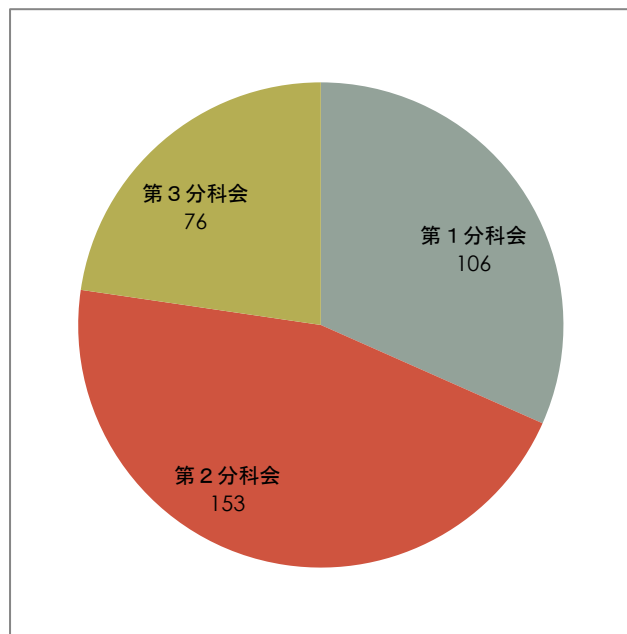
※聞き取れない部分については、前後の言葉から補った箇所がいくつかあります。また、語句統一等の編集を施させていただきました。

(広報部)

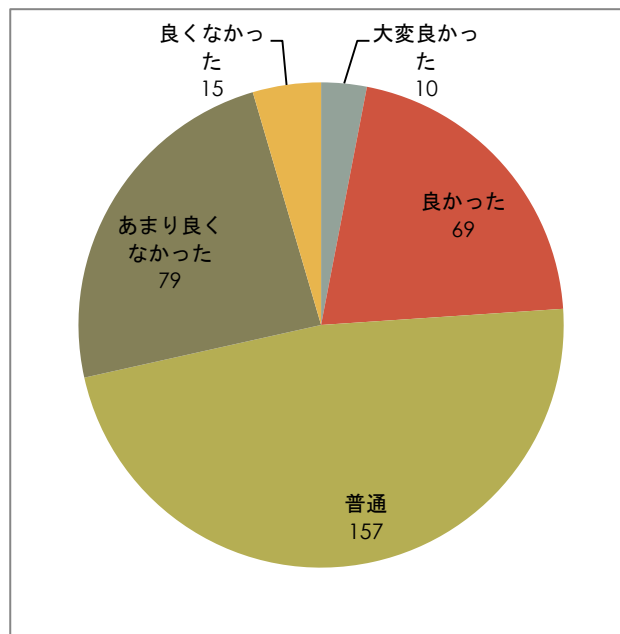
佐賀大会アンケート集計結果

アンケート集計を抜粋して報告いたします。（分科会参加者 621 人／回答率 54％）

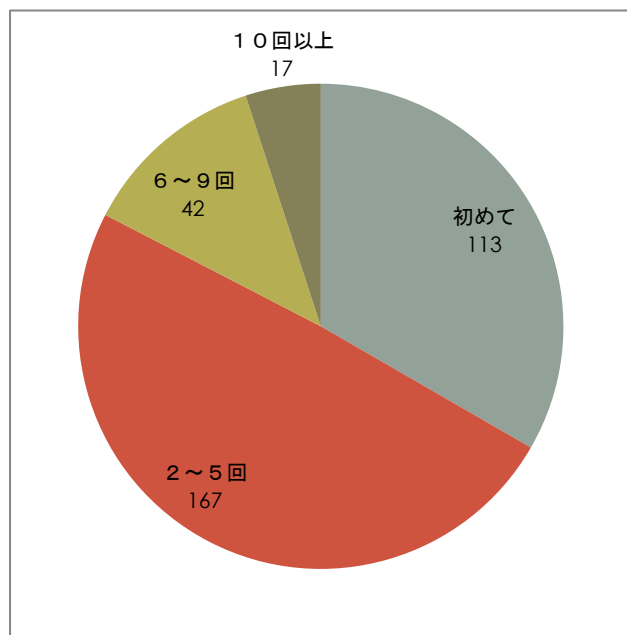
参加分科会名



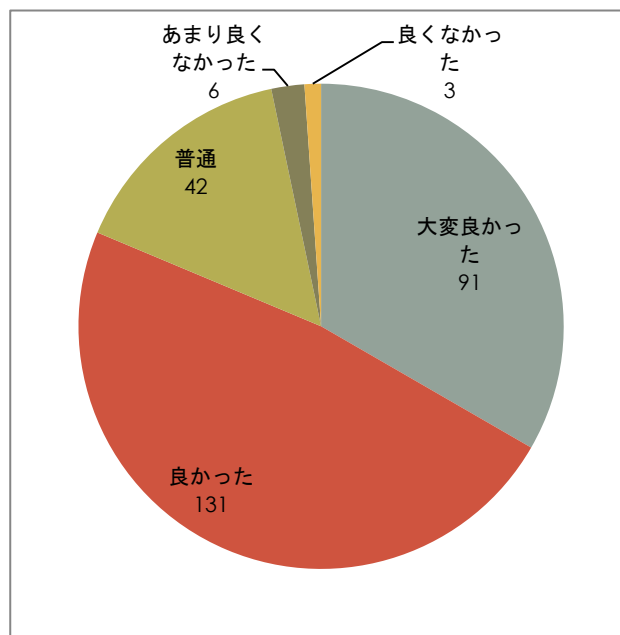
文部科学省講話



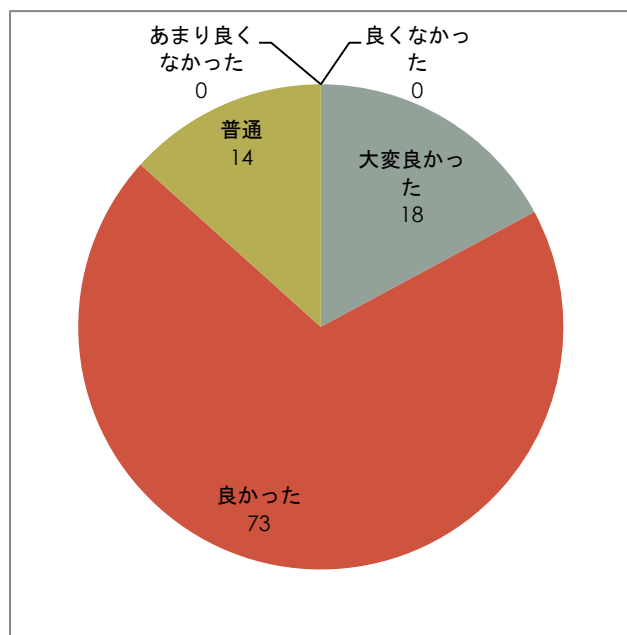
参加回数



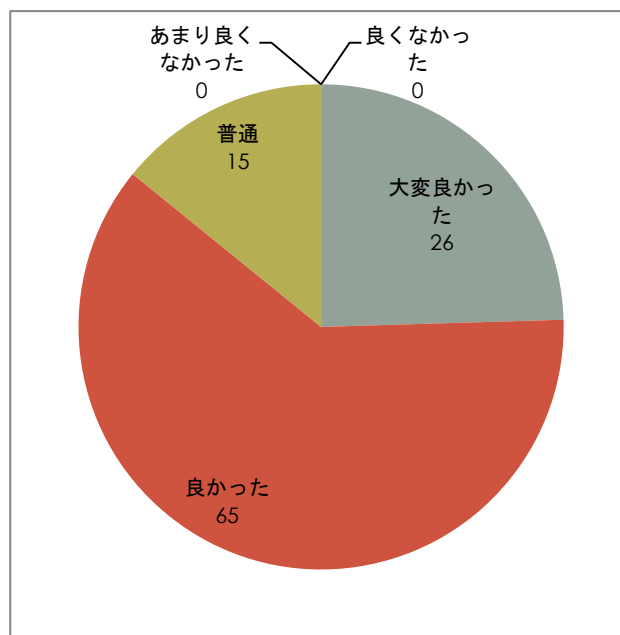
全体会（記念講演）



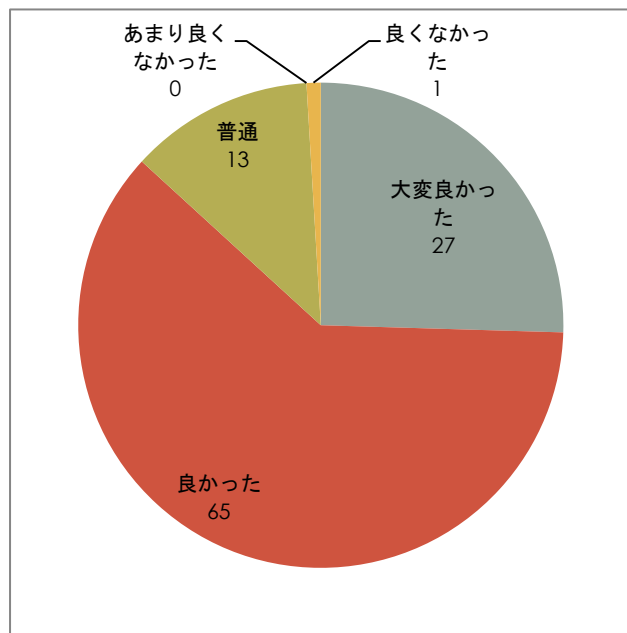
研究発表 1－1：道立学校「事務改善」完成後の
学校事務職員の役割と目指すもの



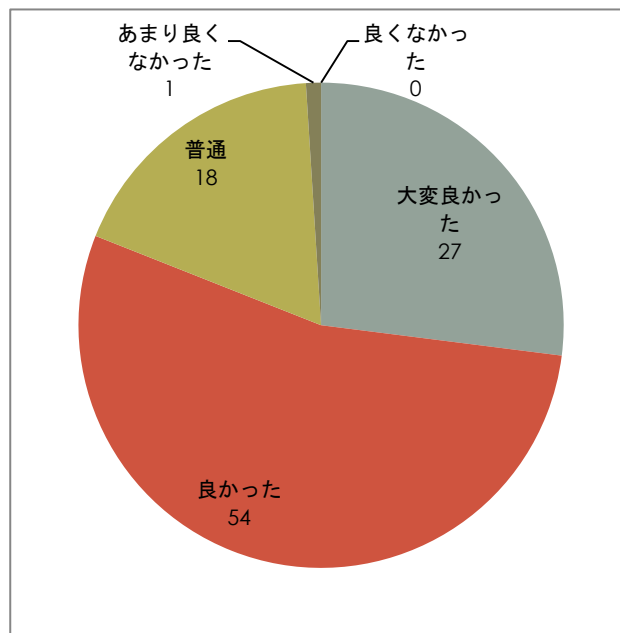
研究発表 1－3：はじめての学校現場



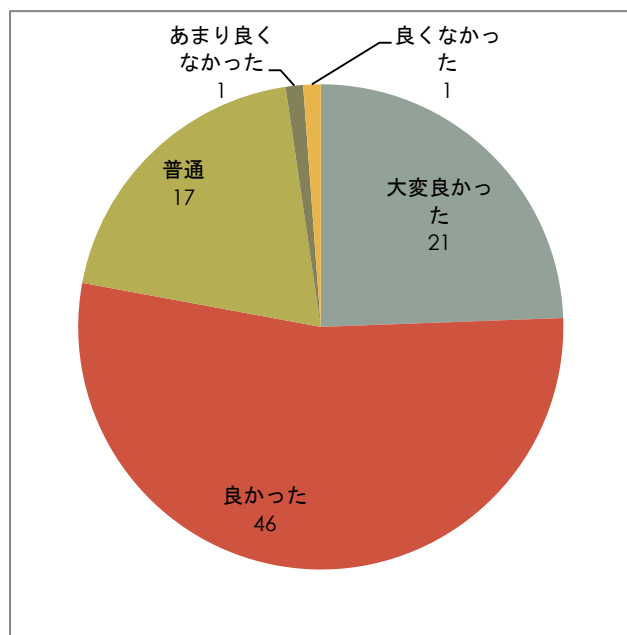
研究発表 1－2：震災時における県立学校の対応
について



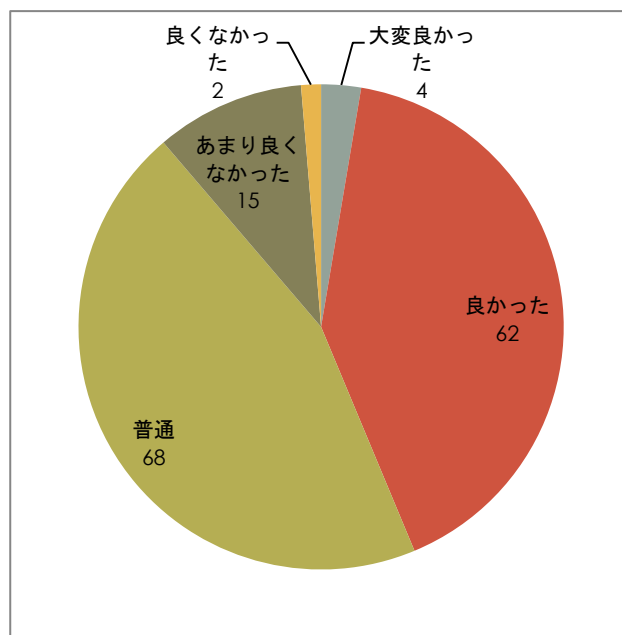
基調講演 1：「私たちはどんな角度から評価される
のか？また、どんな角度から評価されたい？」



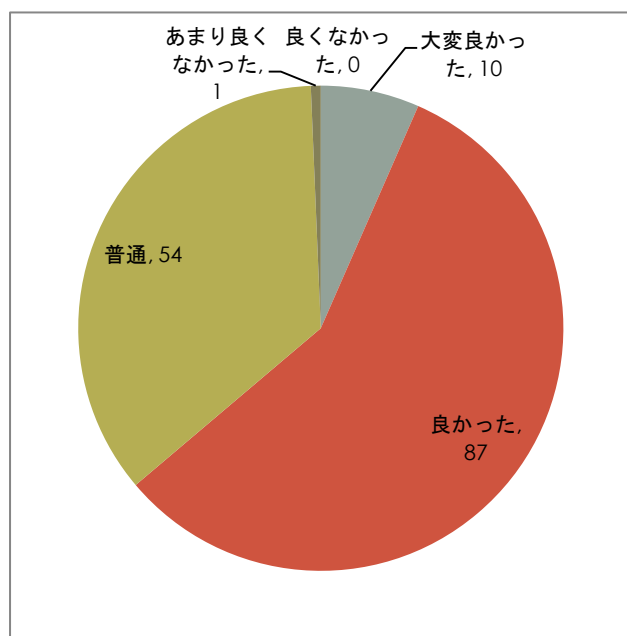
対談・討議 1 : 「学校評価って？事務室はどこを評価されたい？」



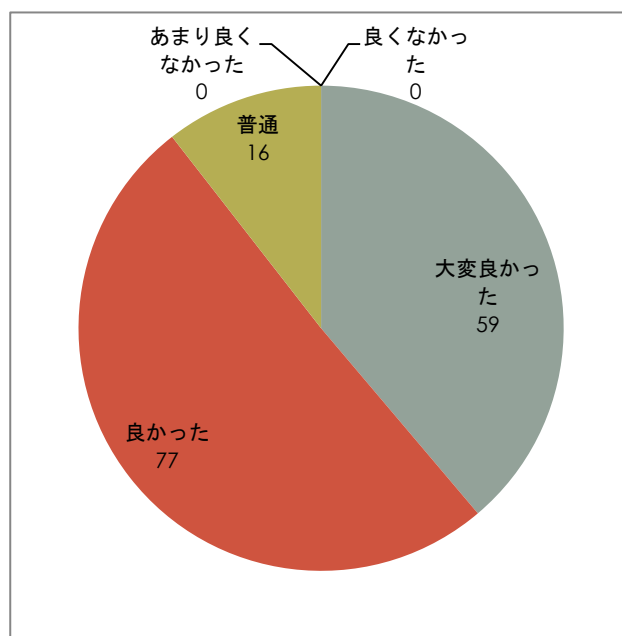
研究発表 2 - 2 : 学校事務職員の課題と取り組み



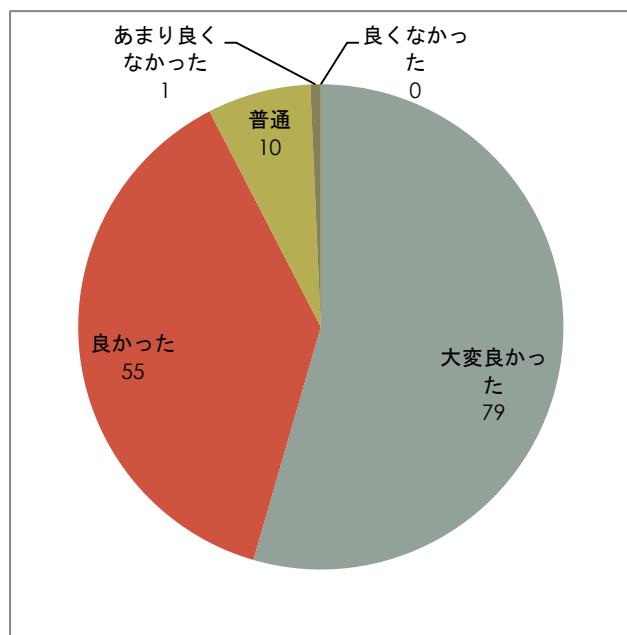
研究発表 2 - 1 : 「事務提要のデジタル化」について



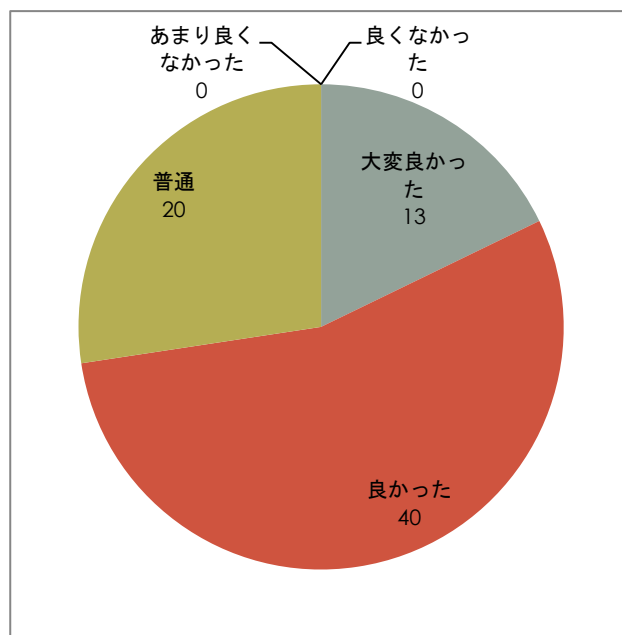
研究発表 2 - 3 : いつかくる南海トラフ大地震に備えて



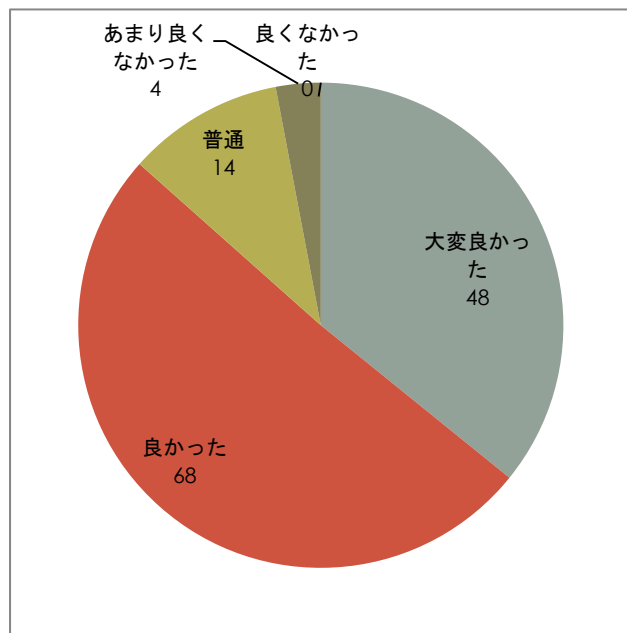
基調講演 2 : 「悩める学校事務職員に贈る言葉」



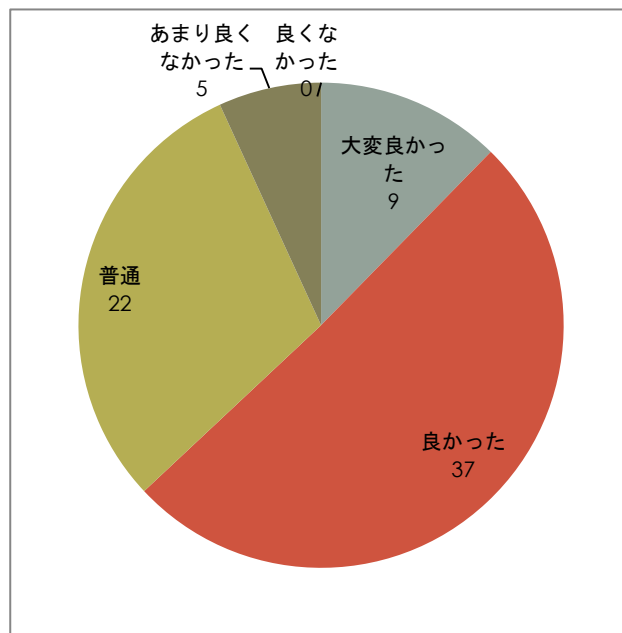
研究発表 3 - 1 : 事務室の今、そして未来への提言



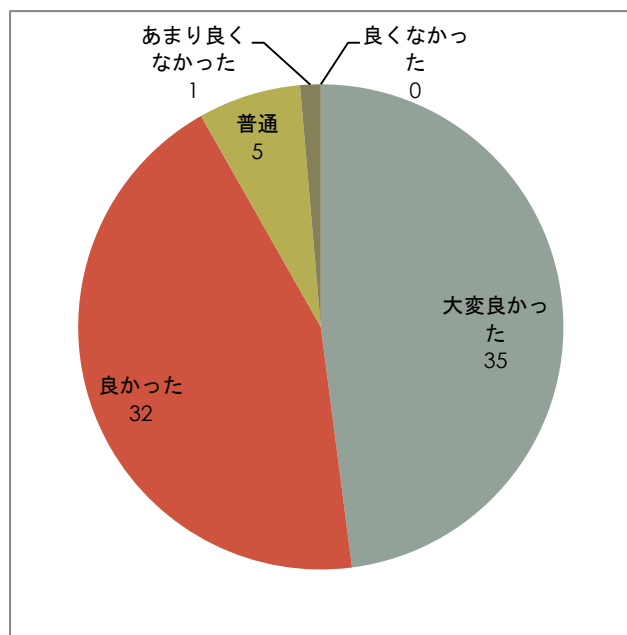
対談・討議 2 : 「今ある業務を効率化して学校満足度を上げよう！」



研究発表 3 - 2 : H26. 8. 20 広島市豪雨土砂災害と学校危機管理

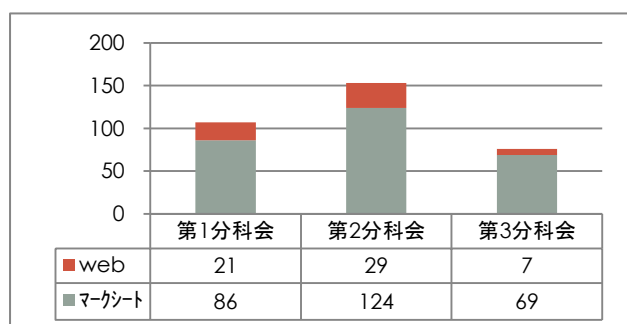


班別討議３：「新しい高等学校就学支援金制度に関する実務探究」

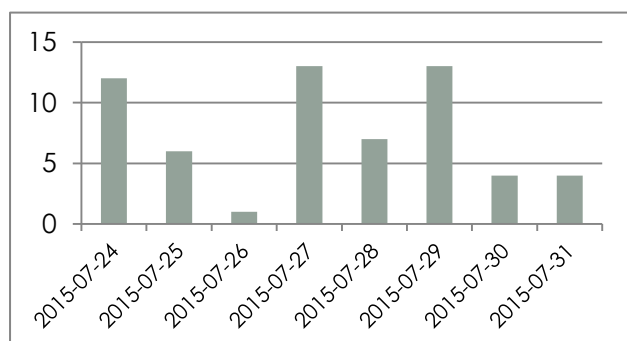


web アンケートの状況

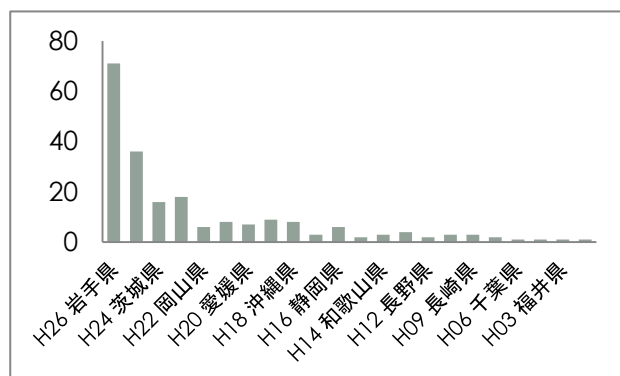
・ 回答数に占める割合



・ 日ごと web 回答数



前回参加した大会



佐賀大会アンケート記述部分（抜粋）

<文部科学省講話>

- ・文部科学省講話は、事務職員ではなく管理職向けの話の内容のように感じました。
- ・文部省講話は、広範囲を話すのではなく、テーマを絞って詳しく話してほしい。

<全体会>

- ・基調講演についてはとても興味深く聞くことができた。ミニコンサートは今までになく会場を和ませて頂き、とても良かったです。
- ・残業時間に悩んでいた私としては、特に基調講演・シンポジウム（第2分科会）に参加することで明日からでもすぐ実践しようかと思いました。とても参考になりました。

<分科会>

○研究発表

- ・研究発表もすばらしく、参加型のシンポジウムは大変参考になりました。
- ・近年、学校防災への関心が高くなっているが、今回3本の研究発表（災害に関わる）がそれぞれ別の分科会であったため残念であった。一つの共通したテーマを集めたり、防災に関しては一つの分科会を設定することも必要なのでは？

○討議・対談

- ・第1分科会の対談方式はとても楽しかったです。自分自身も参加できた感じがしてよかった。分科会の最後まで参加してよかったです。
- ・第2分科会の討議に参加しましたが、ケータイゴングの利用と頻繁に客席側に意見を促すスタイルで、議論が活発になっていたかと思います。私も議論に参加させていただきましたが、他県の実例を聞けるなど新鮮な議論が出来て良かったです。

○班別討議

- ・他県の方々との協議で、当たり前と思っていたことが実はそうでないことに気づかされた。
- ・第3分科会に来てくださった文部科学省の越様は、お忙しい中、いらしてくださった上に、各会場を回ってくださり、班の中に入り、討議を聞いてくださったうえで、ご講話くださいました。また、質問にも答えてくださいました。本当にありがとうございました。

<大会全体>

- ・帰ってからでもアンケートを出せて良かったです。当日だと時間がなくて出さないでしまうことがあるので。冷たいお水が欲しかったです。
- ・第1、第2分科会も全員参加型にするなど、工夫があって良かったと思います。

<全国協会関係>

- ・教育の動向の情報提供と文科省とのパイプ役をお願いしたい。
- ・各県の具体的な協会活動がわかる情報提供をお願いします。支部や全国大会で発表できるような研究活動が大変難しくなっている。

<その他>

- ・全国大会に初めて参加させていただきました。他県の情勢、課題、また、講師の講演など大変多くの刺激を受けました。

支部大会報告

北海道支部大会

会場 ホテルライフオー・札幌（札幌市）
期日 平成 27 年 8 月 3 日（月）～
平成 27 年 8 月 4 日（火）
講演 本にはすべての答えがある～町の本屋の挑戦から
講師 元（株）くすみ書房 代表取締役 久住邦晴 氏
分科会

○第 1 分科会

保護者向け支援金・給付金の手引き～保護者に理解してもらおう工夫（上川支部）

○第 2 分科会

ほしい書類のもらい方（宗谷支部）

○第 3 分科会

就学奨励費の「精算事務」と「就学奨励費のしおり」（改訂版）の活用（特別支援学校専門委員会）

○第 4 分科会

平成 26 年度学校組織マネジメント（高等学校事務職員研修）を受講して～今、自分のできる「改善」を考えてみよう！～（本部・つくば研修）

○第 5 分科会

初心者向け講話初めての仕事への取り組み方～今日は Team Tomanan のメンバーになってもらいます～（本部・研究部長）

○第 6 分科会

こんな別途決議はイヤだ～事務の省力化のために～（渡島・檜山支部）

○第 7 分科会

考えてみよう事務長、事務主任の職務を（網走支部）

○第 8 分科会

道立学校「事務改善」完成後の学校事務職員の役割と目指すもの～北海道における学校事務の集約処理（センター化）の取り組み～（空知支部）

○第 9 分科会

メルマガに込めた思いとスキルを話します

～ 0JT の現状をちょっと心配しています～（本部・研究部長）

○第 10 分科会

初任層向け実務研修（本部・研究部理事）

（前半）そもそも少額工事ってどんなもの？～化粧石膏ボードってどれでしょう？～

（後半）学校現場における初心者向け予算のはなし

研究発表

- ① 学校から生まれた廃棄物を適切に処理するために（胆振支部）
- ② 考える力～ロジカルシンキング～（十勝支部）
- ③ もしも財産担当になったら～事例で学ぼう財産入力～（留萌支部）

東北支部大会

会場 秋田キャッスルホテル（秋田市）
期日 平成 27 年 6 月 4 日（木）～
平成 27 年 6 月 5 日（金）
講演 「秋田酒屋唄」を読む
講師 浅舞酒造（株）「天の戸」
杜氏 森谷康市 氏

研究発表

- ① MKN∞の軌跡～宮研ネットワークを活用した業務改善の取組～（岩手県）
- ② 電気料金削減のための取り組み状況について（山形県）

研究協議

○テーマ 『教育の改革と発展をめざして』
～学校経営事務の充実～

- ① 学校事務職員にもとめられているスキル
- ② 業務の改善と効率化（実践と提案）
- ③ 今日的課題への提言（東日本大震災の教訓と今後の課題）

関東支部大会

会場 ホテルレイクビュー水戸（水戸市）
期日 平成 27 年 6 月 12 日（金）
講演 クレーム対応に効くコミュニケーション術
講師 （株）ビジョンリンク 代表取締役
木下隆之 氏

分科会

○第 1 分科会 「行政・財産に関する研究」

- ① 効果的な備品管理と利活用について
（群馬県）
- ② 災害時の備えはできていますか？—災害備蓄編—
（千葉県）
- ③ 超わかる!?高等学校等就学支援金対策テキスト
Vol.2～新制度に立ち向かえ！円滑な手続きをするためには～（茨城県）

○第 2 分科会 「事務改善・環境に関する研究」

- ① 環境整備業務委託について～Let's try「環境整備業務委託」～（埼玉県）
- ② 事務室レイアウトについての一考察
～学校で働きやすい場所を目指して～（群馬県）
- ③ 今さら訊けない！ビジネスマナー
～迷惑電話とクレーム電話を添えて～
（千葉県）

○第 3 分科会

班別討議「各都県における就学支援金等事務の現状と課題について」

東海支部大会

会場 じゅうろくプラザ（岐阜市）
期日 平成 27 年 7 月 3 日（金）
講演 （記念講演）
講師 陸前高田市長 鳥羽 太 氏

研究発表

- ① 事務提要ウィキ「なんでも掲示板」の活用（三重県）
- ② 「人事・服務事例集」の改訂について（静岡県）

北信越支部大会

会場 福井県県民ホール（福井市）
期日 平成 27 年 10 月 22 日（木）～
平成 27 年 10 月 23 日（金）
講演 福井の恐竜～発掘とその成果～
講師 恐竜博物館 副館長 野田芳和 氏

研究発表

- ① 収入事務の手引き＜改訂版＞
初めての県立学校収入事務担当者として（富山県）
- ② 事務長不在期間の事務について（石川県）

近畿支部大会

会場 京都テルサ（京都市）
期日 平成 27 年 6 月 24 日（水）
講演 ころも豊かに生きる ～善人・悪人～
講師 法然院第 31 代貫主 梶田真幸 氏

研究発表

- ① 初任者に対する研修の取り組み（兵庫県）
- ② 学校事務職員の課題と取り組み（奈良県）

課題研究

- ① 物品および役務・契約におけるオープンカウンタ制度（公募型見積合わせ）について（滋賀県）
- ② 学校事務職員協会の活性化について（奈良県）
- ③ 学校の減災対策（和歌山県）
- ④ 学校事務職員の組織全体を見据えた業務・役割の再構築について（京都府）
- ⑤ 講師謝金の支払い方法（源泉徴収事務手続き）について（京都市）

中国支部大会

会場 周南市市民館（周南市）
期日 平成 27 年 10 月 15 日（木）～
平成 27 年 10 月 16 日（金）
講演 世の中を「教育」で変えるにはどうしたらいいか！

講師 教育改革実践派 藤原和博 氏

研究発表

- ① 簡単に記録・修正・活用しよう「事務室マニュアル」
(広島県)
- ② 学校間の情報共有について～助け合える環境づくりを目指して～(岡山県)
- ③ 学校全体での業務改善への取組みについて～「教職員いきいき！プロジェクト」平成26年度学校改善モデル校での取組み～(鳥取県)
- ④ これだけは知っておこう防犯・防災の事前対策
(山口県)

研究協議

- 第1分科会「業務改善と効率化について」
パネルディスカッション形式
- 第2分科会「防災拠点としての学校のあり方について」
グループ討議形式
- 第3分科会「就学支援金制度について」
グループ討議形式

四国支部大会

会場 高知会館(高知市)

期日 平成27年6月25日(木)～
平成27年6月26日(金)

総会・研究大会

○研究発表

- ① 「香川県立学校授業料等管理システム」について
(香川県)
- ② 「いつかくる南海トラフ大地震に備えて」
(高知県)

○班別討議

- ① 学校組織マネジメント
- ② 就学支援金制度
- ③ 特別支援学校事務の諸問題

九州支部大会

会場 ホテルウェルビューかごしま(鹿児島市)

期日 平成27年6月10日(水)～
平成27年6月12日(金)

講演 「チャンスは自分の中に・・・」

講師 女優・薩摩大使 愛華みれ 氏

全体会 「実務及び事務改善に関すること」

- ① 事務改善について(熊本県)
- ② 教職員向け事務手続きマニュアル「事務の窓口ver.∞」～継続した更新によって、可能性は無限大！～(佐賀県)
- ③ 待ったなし世代交代 ハンドブックの作成に向けて(福岡県)
- ④ 緑化管理業務における委託契約マニュアル～学校現場での樹木剪定及び除草委託について～(大分県)

本部活動報告

●常任理事会（東京・小山台会館）

7/10	佐賀大会について
8/21	佐賀大会の反省、事務職員研修会ほか
9/25	佐賀大会優秀論文、徳島大会運営について
10/16	全国理事会、徳島大会分科会運営ほか

●全国理事会（佐賀・グランデはがくれ）

7/22	全国理事会、定期総会議案書について
------	-------------------

●各支部大会役員派遣

6/12	関東支部
6/25～26	四国支部
10/22～23	北信越支部

●本部常任理事異動

退任（8/31 付）

研究部長	榊 元（茨城県立水戸特別支援学校）
広報副部長	角田良一（千葉県立上総高等学校）

就任（9/1 付）

研究部	宇佐美福美（茨城県立水海道第二高等学校）
広報部	平田鉄夫（千葉県立船橋古和釜高等学校）

内部異動（9/1 付）

会長	秋田 剛
副会長（総務・会計担当）	富田英明
副会長（研究・広報担当）	太田秀男（前研究部副部長）
総務副部長	櫻井修史（前総務部）
総務部	谷野仁子（前総務副部長）
研究部長（兼任）	太田秀男
研究副部長	大原三夫（前研究部）

編集後記

次号「協会ニュース」では第2回全国理事会、事務職員研修会等を報告します。

○全国協会 HP アドレス

<http://zenjikyو. jimdo. com/>

検索名は、「全国公立」または「全国公立高等学校事務職員協会」で可能です。

○「協会ニュース」についてのお問い合わせ ご連絡は次の広報部編集担当まで

・群馬県立太田女子高等学校／菊地

TEL : 0276-22-6651

FAX : 0276-22-4701

mail : kiku-ta@pref.gunma.lg.jp

・東京都立松原高等学校／橋村

TEL : 03-3303-5381

FAX : 03-3304-3062

mail : Ikumi_Hashimura@member.metro.tokyo.jp

・千葉県立船橋古和釜高等学校／平田

TEL : 047-466-1141

FAX : 047-463-4816

mail : t.hrt5@pref.chiba.lg.jp